

令和3年度  
山梨県公共事業評価  
意見書

令和3年11月17日

山梨県公共事業評価委員会

# 目 次

はじめに	.....	P1
1 事前評価について		
1-1 事前評価実施にあたって	.....	P2
1-2 個別事業に対する意見	.....	P2
2 再評価について		
2-1 再評価実施にあたって	.....	P5
2-2 個別事業に対する意見	.....	P6
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	.....	P6
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	.....	P12
3 事後評価について		
3-1 事後評価実施にあたって	.....	P14
3-2 個別事業に対する意見	.....	P14
4 審議経過	.....	P16
5 令和3年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	.....	P17

## はじめに

公共事業による社会資本整備は、県民生活の豊かさの実現を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っている。

山梨県においては、令和3年8月に中部横断自動車道（静岡～山梨間）が全線開通し、また、令和9年にはリニア中央新幹線の開業が予定されるなど、本県の発展が期待できる絶好の機会を迎えている。一方で、加速する社会資本の老朽化、激甚化・頻発化する自然災害への備え、コロナ後を見据えた県民生活や県内経済の立て直しなどの様々な課題を抱えている。県では、限られた財源の中で、『快適で活力のある産業や生活の基盤づくり』、『県民の安全・安心を支える基盤づくり』、『持続可能な社会を実現する基盤づくり』を柱として定め、社会資本整備を進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入している。事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非を総合的に評価する。再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では令和元年度に25事業、令和2年度に21事業を審議し、公共事業評価の客観性及び透明性の確保を図ってきたところである。

本年度は、事前評価6事業、再評価15事業、事後評価3事業、合わせて24事業について、個別説明を経て、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

## 1 事前評価について

### 1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の6事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

### 1-2 個別事業に対する意見

#### ① 道路事業 (一) 休息山梨線(東山梨跨線橋) (山梨市)

この事業は、山梨市小原東の一般県道休息山梨線において、幹線道路ネットワークの形成を図るため道路整備を行うものである。

当該路線は、山梨市中心部と甲州市中心部、中央自動車道の勝沼インターチェンジを結ぶ主要幹線道路で物流や観光ルートとして重要な役割を担う路線である。しかしながら、現道は、狭隘で人家が連担しており拡幅が困難である。そのため、現道と並行する市道の道路整備区間を県道に編入し、JR中央本線交差部の跨線橋を県が整備するものである。

本事業により、山梨市中心部と甲州市中心部のアクセスが向上するとともに、歩道を設置することで歩行者等の安全性が確保され、幹線道路としての機能向上が期待できることから事業の必要性は高く、実施が妥当である。

## ② 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 旭（韮崎市）

この事業は、韮崎市南部の御勅使川扇状地で稲作が営まれている地域において、耕作放棄地を解消し、農作業の効率化や農地の集積による産地の強化を目的として、区画整理等の生産基盤を整備するものである。

現在は、農地の区画が狭小な上に不整形で農道も狭いため、営農条件が悪い一部の水田や畑では、耕作放棄地が発生している状況であり、今後の増加も懸念されている。

本事業により、耕作放棄地を解消し農地の有効活用を図りつつ、分散する水田と畑を団地化し、農作業の効率化と担い手への農地集積による産地の強化が期待できることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

## ③ 道路事業 国道137号（新たな御坂トンネル）

（南都留郡富士河口湖町～笛吹市）

この事業は、南都留郡富士河口湖町から笛吹市に至る国道137号において、安全で走りやすく、災害に強い道路の確保を目的に道路改良と新たなトンネルの整備を行うものである。

当該路線は、甲府都市圏と富士北麓地域を結ぶ、生活道路や観光道路、高次医療機関への救急搬送路としての役割を担う重要な路線である。しかしながら、当該区間は、急勾配区間が連続しているなど走行性が悪く、地域間移動において多くの時間を要している。また、積雪時にはスタックによる立ち往生やスリップ事故が多発している。さらには、当該区間の既存のトンネルは老朽化が著しい状況である。

本事業により、避難路や救援路となる災害に強い道路の確保や二大生活圏である甲府都市圏と富士北麓地域間のアクセスが向上し、信頼性の高い道路ネットワークの形成が大いに期待できることから事業の必要性は高く、実施が妥当である。

#### ④ 治水事業 横川（南アルプス市）

この事業は、南アルプス市の一級河川横川において治水安全度の向上を図るため伏越の増設を行うものである。

当該区間は、一級河川滝沢川と一級河川坪川の合流付近において交差し、伏越により両河川の下をくぐり流下しているが、既存の伏越は流下能力が不足しており、昭和57年、平成12年、平成23年の台風により度々浸水被害が発生している状況である。また、近年、全国的に豪雨が頻発しており、早急に治水対策を実施する必要がある。

本事業により、当該区間の流下能力が向上し、洪水被害の防止が期待される。また、地元からの強い要望もあることから事業の必要性は高く、実施が妥当である。

#### ⑤ 街路事業 （都）田富町敷島線（中下条Ⅱ期工区）（甲斐市）

この事業は、甲斐市中下条の都市計画道路田富町敷島線において市街地内の交通の円滑化や無電柱化を図るため道路改良や電線共同溝の整備を行うものである。

当該路線は、甲府都市圏を中心とした幹線道路ネットワークの一部を構成し、地域住民の生活道路として重要な役割を担っているが、当該区間のみが未改良となっているため、渋滞が慢性化している状況である。また、小中学校の通学路となっているものの歩道が整備されていない箇所もあり、きわめて危険な状況である。

本事業により、慢性化した渋滞の解消や市街地内の交通の円滑化、歩行者等の安全性の確保が期待されることから事業の必要性は高く、実施が妥当である。

#### ⑥ 住宅事業 県営住宅寿団地（富士吉田市）

この事業は、築後49年が経過し、老朽化が著しく住居面積が狭小であるため改善が求められている富士吉田市上暮地に立地する県営住宅寿団地の建替を行い、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものである。

本事業は、現在の居住水準を踏まえた計画となっており、エレベーターの設置及び室内外のバリアフリー化にも努めるなど多様な入居者に配慮された計画となっている。

本事業により、適正な居住空間の確保が期待されることから事業の必要性は高く、実施が妥当である。

## 2 再評価について

### 2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、以下の15事業について再評価の審議を行い、審議結果を次のとおり区分した。

- (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

## 2-2 個別事業に対する意見

### (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

#### ① 畑地帯総合整備事業 黒駒西（笛吹市）

この事業は、甲府盆地南東部に位置する果樹産地において、農作業の効率化・省力化や高品質な果樹産地の維持・拡大を目的とし、区画整理や用排水路、農道、鳥獣害防止施設等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、区画整理計画地において、高収益品種への転換が進み、既に安定的な生産が開始されている箇所を除外したことによる事業費の減額と、用地交渉に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、9割程度の進捗が図られていること、本事業の完了により、果樹生産の強化と農業経営の安定化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和5年度の完成に努められたい。

#### ② 農地環境整備事業 帯那棚田の里（甲府市）

この事業は、甲府市北部の山間に位置する傾斜地特有の棚田で稲作を中心とした農業が営まれている地域において、農作業の効率化・省力化による営農環境の改善を目的とし、用排水路や農道、区画整理等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、農道整備について、既存石積みの不安定箇所の安全確保を目的とした土留めや路側構造物の整備を追加したことによる事業費の増額と、鳥獣害防止施設の設置について地元関係者との調整に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や地域活性化が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

### ③ 農地環境整備事業 南アルプス西部（南アルプス市）

この事業は、甲府盆地西部の中山間地域に位置する傾斜地特有の棚田で稲作や果樹栽培などの多様な農業が営まれている地域において、農作業の効率化・省力化による営農環境の改善を目的とし、用排水路や区画整理等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用排水路、農道整備について既存石積みの不安定箇所确保安全確保を目的とした土留めや路側構造物の整備を追加したことによる事業費の増額と、換地計画に関する地権者との調整や設計検討に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該地区は、安定的な用水の確保や区画整理など地域農業の活性化に不可欠な整備を行うものであり、現在、換地計画についての地元との調整にも見通しがついたことから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年度の完成に努められたい。

### ④ 経営体育成基盤整備事業 龍岡（韮崎市）

この事業は、韮崎市南部の釜無川右岸に位置する水田地帯において、担い手への農地集積や農業生産力の向上による産地の強化を目的とし、区画整理を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、幹線農道の路線計画変更に伴う流域下水道管移設の追加や文化財調査面積の増大による事業費の増額と、それらに日数を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、流域下水道管移設や文化財調査について関係機関との調整にも見通しがつき、今後も基幹作物として高品質で需要が高い主食用米の栽培を推進することとしていることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

#### ⑤ 経営体育成基盤整備事業 ゆずの郷（富士川町）

この事業は、甲府盆地南西に位置し、ゆずの栽培や稲作が盛んな山間地域において、担い手への農地集積や農業生産力の向上、更には6次産業化の推進を通じた地域農業の発展を目的とし、区画整理や農道等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、高収益作物導入や農作業の安全に配慮したほ場の切盛土量の変更による事業費の増額と、造成計画や換地計画の検討に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、換地計画が確定したこと、また、本事業の完了により、農作業の効率化、農作物の6次産業化など地域農業の活性化が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

#### ⑥ 道路事業（主）甲府昇仙峡線（新長とろ橋）（甲府市～甲斐市）

この事業は、主要地方道甲府昇仙峡線の大正14年に架橋された長潭橋の老朽化が進んでいるため新設橋を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、想定外の地質により岩盤掘削の範囲が増えたことによる事業費の増額と、現道を確保しながらの施工や岩盤の破砕に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、甲府市と甲斐市を結ぶ幹線道路で、県内有数の観光地へのアクセス機能も有する重要な路線であるが、当該区間は幅員が狭く、歩道もないため観光シーズンには著しい渋滞が生じている。本事業の完了により、災害に強い道路の確保や生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

**⑦ 道路事業 (一) 塩平窪平線 (西保中) (山梨市)**

この事業は、山梨市牧丘町の一般県道塩平窪平線において、交通の円滑化と走行の安全性向上を目的とし、道路の線形改良や拡幅等の整備をするものである。

今回の見直し案の主たる内容は、脆弱な地質に対して崩壊防止対策を行う必要が新たに生じたことによる事業費の増額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、沿線集落と国道140号を結ぶ生活道路で、広域的な幹線ネットワークを構成する重要な路線としての機能も有しており、本事業完了により、市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年度の完成に努められたい。

**⑧ 街路事業 (都) 田富町敷島線 (富竹工区) (甲斐市)**

この事業は、甲斐市富竹新田の都市計画道路田富町敷島線において、慢性化している渋滞の解消や交通結節点の利便性向上を図るため道路整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償費の上昇に伴う事業費の増額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該区間は、地元から事業実施を強く望まれており、本事業完了により、市街地内の交通の円滑化が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年度の完成に努められたい。

**⑨ 街路事業（都）和戸町竜王線（城東～中央5丁目工区）（甲府市）**

この事業は、甲府市城東から中央5丁目の都市計画道路和戸町竜王線において、市街地内の交通の円滑化や歩行者等の安全性の確保を図るため道路整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償費の上昇に伴う事業費の増額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、生活道路として重要な路線であるとともに幹線道路ネットワークの一翼を担っている。本事業完了により、市街地内の交通の円滑化が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

**⑩ 街路事業（都）山梨市駅南線外1路線（山梨市）**

この事業は、山梨市下神内川の都市計画道路山梨市駅南線外1路線において、山梨市駅及び中央自動車道の一宮御坂インターチェンジへのアクセス機能の強化と、緊急輸送道路としての都市防災機能の確保等を図るため道路整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、整備効果の早期発現のため事業区間を分割し集中的に整備を行うことによる事業費の減額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、山梨市駅南部の市街地内の幹線道路であり、本事業完了により、生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

#### ⑪ 道路事業 国道411号（仮）和戸アクセス（甲府市）

この事業は、甲府市和戸町の国道411号において、既に供用済みの城東バイパスと都市計画決定がされている新山梨環状道路（北部区間）とを結ぶアクセス道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地盤改良工と電線共同溝が増工になったことによる事業費の増額と、これらの施工に伴う事業期間の延伸である。

当該路線は、甲府中心部と高規格幹線道路の新山梨環状道路（北部区間）を結ぶアクセス道路であり、本事業により、生活圈中心都市・拠点機能へのアクセス向上や緊急時の輸送道路としての機能の向上が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

#### ⑫ 道路事業 国道139号（上和田バイパス）（大月市）

この事業は、大月市七保町の国道139号の落石や土砂崩落が頻繁に発生する区間において、災害に強い道路の確保を目的にバイパス道路を整備するものである。

今回の見直しの主たる内容は、残土処分先の変更と切土法面対策の強化による事業費の増額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、大月市から県境にかけて第二次緊急輸送道路に指定されており、本事業により、災害に強い道路の確保や市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセスの向上が期待されることからその実施の意義はきわめて大きい。今回、事業実施の遅延要因であった用地取得も完了したことから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

## (2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

### ① 林道事業 林道足馴峠線（富士川町）

この事業は、南巨摩郡富士川町の源氏山一帯の県有林を中心とする1,652haに及ぶ森林の管理・経営に必要な林内路網の骨格となる森林基幹道を整備するものである。

今回の見直し案は、令和元年の台風災害により既設区間が複数箇所にわたって被災したことや、脆弱な地質箇所の法面対策などにより工事の進捗が著しく低下したため、事業期間を延長する内容となっている。

本路線の完成により、当地区の森林資源の有効活用や施業の効率化が図られるほか、観光利用等も期待できることから、事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

### ② 道路事業（主）四日市場上野原線（寺下）（上野原市）

この事業は、上野原市秋山寺下の主要地方道四日市場上野原線において、交通の円滑化と老朽化した寺下橋の架け替えを目的に道路整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地取得や関係機関との調整に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該区間は、道路の線形が悪く、幅員も狭いため交通の隘路となっている。本事業完了により、市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上が期待されることから事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

### ③ 道路事業 国道140号（誠心幼稚園入口～井戸）（笛吹市）

この事業は、笛吹市石和町の国道140号の歩道が未整備である当該区間において、歩行者等の安全性の確保を目的に歩道設置を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該区間は、交通量が多く、通勤・通学時は混雑しているが、歩行者は歩道がないため狭い路肩を通行しており、きわめて危険な状況となっている。本事業完了により、歩行者等の安全性の確保が期待されることから事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

### 3 事後評価について

#### 3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の3事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

#### 3-2 個別事業に対する意見

##### ① 畑地帯総合整備事業 玉宮（甲州市）

この事業は、甲府盆地の北東部に位置するもも栽培を主体とした果樹農業が盛んな地域において、営農条件を改善し果樹産地として維持・発展を図るため、農地の区画整理、農道、農業用排水施設など農業生産基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、農作物の生産性や品質が向上し、維持管理のための労力が軽減されるなど営農条件が改善された。さらに、区画整理による農地の集団化が進み、集落営農組織をはじめとした担い手を中心に高品質な果樹生産が維持されるなどの効果も発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

## ② 中山間地域総合整備事業 富士北麓水源の里

(南都留郡道志村～山中湖村)

この事業は、南都留郡道志村から山中湖村をつなぐ国道413号の沿線で水稻や野菜が栽培されている地域において、農作業の省力化や効率化、地域の活性化を図るため農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、区画整理等により営農条件が改善され、農作物の生産性や品質が向上した。また、活性化施設などの整備により、地域と都市住民の交流の場が創出され、地域の活性化につながっている。さらに、営農飲雑用水施設の整備により、安定した農業用水の確保と生活用水の供給が可能になり、生活環境が向上するなどの効果も発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

## ③ 街路事業 (都) 滝坂下今井線 (I期工区) (甲斐市)

この事業は、甲府市と甲斐市を結ぶ幅員が狭小で歩道が未整備であった幹線道路において、朝夕を中心に渋滞が著しく発生するとともに、通学児童等の歩行者や自転車通行に支障をきたしていたため、渋滞の解消と歩行者等の安全性の確保を目的に道路を拡幅した事業である。

整備後は、車両の円滑な通行が可能となり、甲府市と甲斐市及び峡北地域のアクセス機能が向上し、通勤や物流などの利便性が向上した。また、歩道整備により通学児童をはじめとする歩行者等の安全性が確保されている。さらには、当該路線の慢性的な交通渋滞が解消され、地域の豊かな住環境の創出にも貢献しているなどの効果が発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

## 4 審議経過

### (1) 第1回評価委員会

開催日：令和3年6月1日（火）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について  
事前評価事業の説明・審議（1事業）  
再評価事業の説明・審議（2事業）  
事後評価事業の説明・審議（2事業）

### (2) 第2回評価委員会

開催日：令和3年7月2日（金）

内 容：再評価事業の説明・審議（5事業）  
事後評価事業の説明・審議（1事業）

### (3) 第3回評価委員会

開催日：令和3年7月16日（金）

内 容：再評価事業の説明・審議（5事業）

### (4) 第4回評価委員会

開催日：令和3年10月15日（金）

内 容：事前評価事業の説明・審議（5事業）  
再評価事業の説明・審議（3事業）

### (5) 第5回評価委員会

開催日：令和3年10月28日（木）

内 容：意見書のとりまとめ

※ 本年8月に現地視察を予定していたが、山梨県において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置が発出されていたことから実施しないこととした。

## 5 令和3年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	平松 普也	信州大学 教授
副委員長	吉田 修一郎	東京大学大学院 教授
委員	石平 博	山梨大学大学院 教授
同	大塚 ゆかり	山梨県立大学 教授
同	岡村 美好	山梨大学大学院 准教授
同	柿嶋 美保子	風土記の丘農産物加工直売組合 加工部 代表
同	芥藤 成彦	山梨大学大学院 教授
同	保坂 ひとみ	(有)メディア・アイ・コーポレーション 代表取締役
同	松本 武	東京農工大学大学院 准教授
同	宮川 雅至	山梨大学大学院 准教授

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和3年11月現在)